

## 津野町保育士等加配基準

### ①当該児に対し職員を加配する場合の基準

- 1 医師の診断書（療育福祉センター医師又はそれに準ずる医師）が出た場合で、かつ医師の指示により、個別の支援が必要であると診断される場合。
- 2 障害者手帳を有する場合。

1・2のどちらかに該当する場合は当該児に対し加配対応を行う。

※支援の必要度により複数の子どもを担当する場合もある。

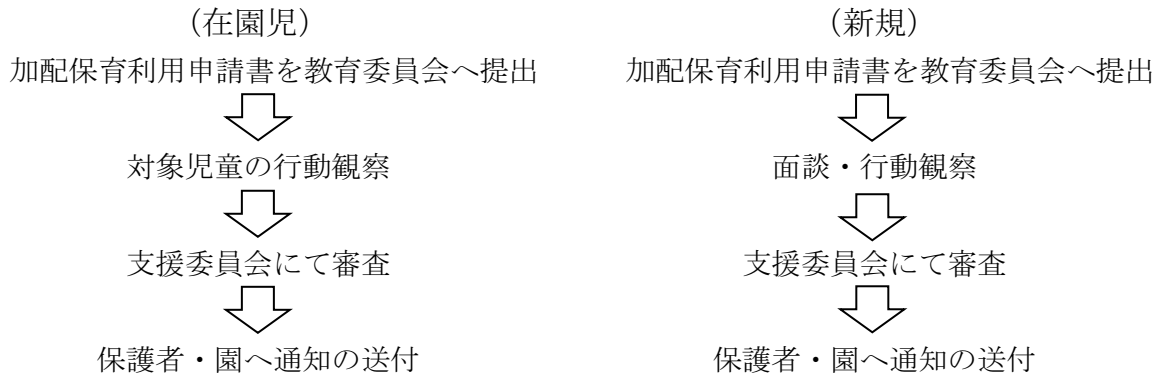
### ②①以外の場合でも園の配慮で職員を加配する場合の基準

- 1 関係機関の判断（巡回相談や教育相談等）により、その子どもに対し支援が必要であると判断した場合。
- 2 その他その子どもに対し加配が必要であると判断した場合。

※支援の必要度により複数の子どもを担当する場合もある。

※1・2のどちらかに該当する場合で、かつ保護者の同意や理解が得られない場合は、全体の補助として位置付けるが、特定の子どもの加配につくなどの配慮を行う。

★加配保育士がつくまでの流れ



※申請後、すぐに審査会を開くことができない場合があります。

※加配保育士については、園にて加配保育士が雇用できない等ですぐに加配保育士をつけることができない場合があります。

※加配保育士は特定の園児に対しての専属の保育士ではありませんので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

※継続希望される方についても、年度毎に申請が必要です。

必要書類

- ①津野町加配保育利用申請書（申請者全員）
  - ②医師（療育福祉センター医師又はそれに準ずる医師）の診断書（発行日より6ヶ月以内有効）
  - ③身体障がい者手帳
  - ④療育手帳
  - ⑤特別児童扶養手当受給者証
- ①と、②～⑤のうちいずれか1点